

平成21年2月6日

於：農林水産省三番町分庁舎

食料・農業・農村政策審議会  
平成20年度第3回畜産部会速記録

## 目 次

1. 開会 午後1時30分	1
1. 部会長あいさつ	1
1. 近藤農林水産副大臣あいさつ	1
1. 諮問	2
1. 配付資料確認	3
1. 委員出欠状況報告	4
1. 部会の運営方針について	4
1. 事務方紹介	4
1. 資料説明	5
1. 意見交換	21
1. 次回開催日程について	46
1. 閉会 午後4時13分	46

午後1時30分開会

○徳田畜産企画課長 定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会平成20年度第3回畜産部会を開催させていただきます。皆様方におかれましては御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。私は畜産企画課長の徳田でございます。よろしく申し上げます。

#### 部会長あいさつ

○徳田畜産企画課長 鈴木部会長に一言御あいさつをいただいた上で議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木部会長 鈴木でございます。よろしくお願い申し上げます。私のあいさつはこのぐらいにいたします。

#### 近藤農林水産副大臣あいさつ

○鈴木部会長 まず最初に、近藤副大臣より御あいさつをお願いしたいと思います。

○近藤農林水産副大臣 食料・農業・農村政策審議会畜産部会の開催に当たりまして、一言御あいさつを申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しい中御参集をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。健康で充実した国民生活の基礎となる食料の安定供給は国の基本的な責務であることから、農林水産省では食料・農業・農村基本法を踏まえまして、経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策、地産地消や輸出促進、あるいはバイオマスの利活用の促進など、時代の要請に応じて施策を講じてきております。

しかしながら、食料供給に関する国民の不安の増大を始め、農業者の高齢化等による農業の担い手の不足、耕作放棄地の増加や農村地域の活力の低下など、食料・農業・農村を取り巻く環境はかつてない厳しい事態に直面していると認識しております。

こうした課題に対応して、国民に安心を、あるいは農業者に希望をもたらす新しい農政

を展開するために、新たな基本計画の策定に着手したところであります。

さて、畜産につきましては、中長期的な施策の基本となります「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」や「家畜改良増殖目標」等に基づきまして、自給飼料基盤に立脚した酪農・肉用牛生産や家畜の能力向上による生産性の向上など、各種施策を展開してきたところであります。

このような中、近年、配合飼料価格の高騰や国際化の進展など畜産を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、「酪肉基本方針」等について、食料・農業・農村基本計画と期を同じくして見直すこととし、本日は、これに基づきましてお諮りをいたすところとしております。

これから約1年にわたって御審議をお願いしたいと存じますが、委員の皆様方におかれましては、我が国畜産の将来展望や重点課題、その実現のための具体的方策等について活発な御議論を賜りたいと考えております。

また、あわせて、平成21年度畜産物価格等の決定に向けまして、現在我が国畜産が直面している課題や解決策など忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私からの御あいさつとさせていただきます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

## 諮 問

○徳田畜産企画課長 それでは、本日は「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」と「家畜改良増殖目標」を定めることについて、農林水産大臣より、食料・農業・農村政策審議会に対し諮問がございますので、近藤副大臣より鈴木部会長へ手交をお願いします。

○近藤農林水産副大臣

20生畜第1633号

平成21年2月6日

食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣 石破 茂

## 諮 問

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 2 第 1 項に基づき酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項について、同条 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

もう一つありますので、続けて読ませていただきます。

20 生畜第 1630 号

平成 21 年 2 月 6 日

食料・農業・農村政策審議会会長殿

農林水産大臣 石破 茂

諮 問

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔諮問文手交〕

配付資料の確認

○鈴木部会長 それでは、事務局からまず配付資料の確認、委員の出欠状況などについての説明をお願いします。

○徳田畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。ペーパーの上に番号を付しておりますが、資料 1～10 までありますので、御確認をしていただきたいと思ひます。なお、ただいま近藤副大臣から鈴木部会長に手交させていただきます。

した諮問文は、資料3でございます。

次に、参考資料は1～5までありますので、御確認をお願いいたします。

不足がある場合には、事務局までお申しください。よろしいでしょうか。

#### 委員出欠状況報告

○徳田畜産企画課長 次に、今回から新たに山西啓士委員に御参加いただくことになりましたので、御紹介させていただきます。

○山西委員 日本飼料工業会の山西でございます。よろしくをお願いいたします。

○徳田畜産企画課長 続きまして、本日の委員の出欠状況でございますが、秋岡委員、杉本委員、福田委員におかれましては、やむを得ない理由により本日御欠席でございます。近藤委員、松木委員におかれましては、少々遅れるとの連絡を受けております。

審議会令によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き議決することはできないとされておりますが、全体で20名のうち15名が出席されておりますので、成立しております。

#### 部会の運営方針について

○徳田畜産企画課長 次に、当部会の運営方針についてでございます。会議は原則として公開となっております。また、議事録につきましても、一般の供覧に供するものとなっております。

#### 事務方紹介

○徳田畜産企画課長 前回の畜産部会以降、生産局長、畜産部長を初め、農林水産省側に異動がございましたので、現在のメンバーを紹介させていただきます。

まず、本川生産局長でございます。

佐藤畜産部長でございます。

大野畜産振興課長でございます。

大杉牛乳乳製品課長でございます。

渡邊食肉鶏卵課長でございます。

堺畜水産安全管理課長でございます。

原田動物衛生課長でございます。

山根畜産総合推進室長でございます。

本郷畜産環境・経営安定対策室長でございます。

北池畜産技術室長でございます。

高橋需給対策室長でございます。

小林草地整備推進室長でございます。

富田食肉需給対策室長でございます。

なお、報道の方がいらっしゃれば、別室に移動をお願いいたします。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

なお最初に、今回も明治乳業さんの御厚意で牛乳を、特に今回は瓶で御提供いただいておりますので、御紹介いたします。

## 資 料 説 明

○鈴木部会長 本日は、酪肉近代化基本方針及び家畜改良増殖目標の見直しについての諮問を受けた後、酪肉基本方針等の策定及び平成 21 年度の畜産物価格の決定に向けまして、畜産をめぐる情勢等についての意見交換を行う予定にいたしております。盛りだくさんでございますが、円滑な進行に努めまして、16 時頃を目途に終了したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず事務局から、酪肉近代化基本方針等の諮問に関して説明をお願いいたします。

○山根畜産総合推進室長 畜産総合推進室長でございます。よろしく申し上げます。

資料 4 を御覧いただければと存じます。「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、略して「酪肉基本方針」でございますが、これと「家畜改良増殖目標」につきましては、現行のものは平成 27 年度を目標として、平成 17 年 3 月に作成されたということでございます。法令により、概ねこれは 5 年ごとに見直すことになってございます。現在、配合飼料価格の高騰等を始め、畜産を取り巻く環境が大きく変化している中で、ちょうどそのタイミングを迎えているということでございます。

また、先程副大臣の御挨拶にもございましたように、農政全体の指針でございます食料・農業・農村基本計画につきましても今後1年程度をかけて新たな計画の策定をしていくこととなつてございまして、先週の1月27日に食料・農業・農村政策審議会・企画部会合同会議におきまして農林水産大臣からの諮問が行われたところでございます。

こういうことで、酪肉基本方針及び改良増殖目標につきましては新たな基本方針等の策定に向け、企画部会での基本計画の見直し作業と歩調を合わせながら本畜産部会で御審議を賜りたいというものでございます。

なお、基本計画に関する先日の合同会議の関連の資料につきましては、参考として資料5と6につけてございます。詳細につきましては時間の関係上説明を省かせていただきますが、資料6につきましては、新たな基本計画の検討項目案、議論の素材としてまさに農政横断的な論点が掲げられているところでございます。

また、資料4にお戻りいただきまして恐縮でございますが、3ページにスケジュールがございますので、御覧いただければと思います。非常に大雑把なイメージで恐縮でございますが、本畜産部会の審議スケジュールをお示しさせていただいております。このスケジュールにつきましては、とりあえず現時点で事務局としてこのようなものでいかがでしょうかというものでございまして、もちろん基本計画の審議状況や諸般の情勢を踏まえて、必要に応じて部会長とも御相談させていただきながら柔軟に見直すという性格のものでございます。

右の欄に基本計画のスケジュールを載せてございます。ざっと御覧いただきますと、夏頃までに課題、論点を洗い出しまして、秋以降さらに議論を深め、来年3月に答申という運びになっているものでございます。

その上で、真ん中の酪肉基本方針等のスケジュールでございますが、本部会での酪肉基本方針等の審議につきましては、企画部会における基本計画の議論の状況も適宜御紹介した上で御議論いただきたいと思っております。そういうことも踏まえまして、御覧いただきますと、3月に畜産物価格について御審議いただきますが、4月～6月で現行の基本方針の検証と各テーマについての個別のより掘り下げた議論ということでございまして、9月以降に主要論点の整理や施策の方向性等について御議論いただきたいと思っております。その上で、来年3月に答申をいただければと思っております。

なお、家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標につきましては、専門性が非常に高いことにも鑑みまして、その見直しに当たりましては、まずは畜種別に改良の専門家からなる



検討会を別途設置させていただきたいと考えております。そこで御議論いただいた後、畜産部会にお諮りをして参りたいと考えております。

また、下の注にございますように、酪肉基本方針につきましては酪農及び肉用牛が対象でございますが、豚及び鶏につきましては、本畜産部会での審議を十分に踏まえながら、別途、養豚問題懇談会及び養鶏問題懇談会を開催いたしまして、それぞれ今後の政策の方向性等についておまとめいただくことを考えてございます。

私からは以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

今、御説明いただきましたように、基本計画の見直しと並行してそれを踏まえつつ、畜産の独自性を勘案しつつ、基本計画の見直しの動向とも整合性を考えながらいろいろと検討していきたい。当部会では酪肉近代化基本方針と家畜改良増殖目標の見直しを審議していくこととなりますので、よろしくをお願いします。

事務局からスケジュール案も説明がございましたが、大枠のスケジュールにつきましても、大体こういうことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○鈴木部会長 それでは、続きまして畜産をめぐる情勢などにつきまして事務局からまず説明をしていただきます。説明いただいた後、委員の皆様から御自由に御意見をいただく形で進めさせていただきたいと思っております。

事務局の説明でございますが、事前に資料をお送りして御一読いただいております。前提にしまして、簡潔にポイントを押さえてをお願いします。では、まず畜産物価格について当部会で審議をお願いする事項について、御説明をお願いします。

○徳田畜産企画課長 資料7をごらんください。この1ページ目にありますように、畜産部会において審議する事項については、以下のような政策価格になっております。

2ページ以降に参考資料としてそれぞれの制度を書かせていただいておりますが、加工原料乳生産者補給金制度につきましては、加工原料乳地域の生乳の再生産を確保することを目的に交付金を交付することとなっております。この中で交付金単価なり限度数量について御議論いただくこととなっております。

次のページでございます。指定食肉（牛肉・豚肉）につきましては価格安定制度を講じておりまして、卸売価格を一定の価格の中に安定させることで消費者への食肉の安定供給なり生産者の経営を安定するというところでございます。その中で、安定上位価格なり安定

基準価格なりを御審議していただくことになっております。

次のページでございます。肉用子牛生産者補給金制度ということで、子牛の価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付することにより子牛生産の安定を図っておりますが、この中で品種別に保証基準価格なり合理化目標価格なりについて御審議していただくことになっております。

次のページにあります。このような政策価格を決定するに当たって、審議会、実際は畜産部会でございますが、建議をいただいております。記の下にありますように、それぞれの価格について審議会としての考えをまとめていただく一方で、次のページにありますが、建議ということで必要な対策なり施策の方向性について御意見をもらっているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、畜産振興課長より説明をお願いいたします。

○大野畜産振興課長 畜産振興課長でございます。

お手元の資料8に基づきまして、まず畜産をめぐる情勢のうち、飼料関係について御説明させていただきます。

表紙をお開きいただきまして、1ページを御覧ください。飼料自給率の現状と目標について掲げさせていただいております。平成19年度は、真ん中の棒グラフでございますが、平成15年度より1ポイント上がって25%の自給率になっております。これは粗飼料、濃厚飼料別にみますと、粗飼料で現状78%。これを27年度までに100%にするという目標を掲げさせていただいております。濃厚飼料につきましても、右のほうにエコフィード、食品残さの利用状況を書かせていただいておりますが、10%の現在の自給率を14%に引き上げる。これを合わせて35%の飼料自給率を達成するという目標を掲げさせていただいております。なお、今週、日本農業新聞に掲載されておりましたが、(過去10何年間)飼料作付面積が減少して参りましたが、増加に転じておりまして、90万haを超える水準となっております。

2ページをお開きくださいませ。我が国の飼料原料の輸入状況でございます。左下の円グラフでございますが、我が国の2,400万tの配合飼料原料のうち約半分の1,200万tはとうもろこしでございます。これは、右の方に米国とございますが、とうもろこしの太宗を米国に依存する、またこうりゃん、大麦についても多くを米国に依存するという構造に

なっております。

3 ページが配合飼料価格に影響する要因の価格の動向でございます。一番左下が、今申し上げました配合飼料の原料の半分を占めるともろこしですが、これは御案内のように、6 月下旬に史上最高値 1 ブッシュェル 7 ドル 55 セントという値段を付けた後、それをピークにぐんぐんと飼料価格が低下して参りまして、12 月には 3 ドルを切る水準にまで行きましたが、それ以来若干反発して、今、3 ドルの後半ぐらいで推移しているところでございます。

また、海上運賃については、北京オリンピックが終わったとか、インドの鉄鋼生産が落ちたとかいろいろございまして船舶需要が少ないということで、一貫して下がっているところ です。為替相場については、ほぼ 90 円前後で推移しているという状況でございます。

5 ページにございますように、こういう原料、プレート、為替相場の影響によりまして、平成 18 年 10 月以来、一貫して配合飼料価格の安定制度に基づく価格差の補てんが連続して行われてきた訳です。この 1～3 月期の値下げ幅が 1 万 1,900 円、この値下げ幅も過去最高でございますが、一転して大きな引き下げが実現されたということでございまして、農家の方々の御負担額も補てんを発動しなくても 4,250 円、実質的に減るといふ状況になっております。

なお、4 ページには飼料価格が直前 1 カ年の平均を上回った場合に発動する通常補てん、それから輸入原料価格が直前 1 カ年の平均と比べて 115%を超えた場合に発動する異常補てん、それぞれの発動状況について掲載させていただいております。

6 ページをお開きいただけますか。こういった輸入飼料原料に依存した畜産から、真ん中の円にございますように、国産飼料に立脚した畜産の確立を図っていく必要があるということです。左から反時計回りになりますが、耕畜連携による水田の活用、飼料生産の外部化、効率化ということでコントラクターの育成ですとか、TMRセンターの育成、あるいは青刈りとうもろこしの生産の拡大、草地の生産性の向上とそのため更新といった取組、食品残さ等の未利用資源を活用したエコフィードの生産利用の拡大、それから繁殖牛と酪農に分けておりますが、肉用の繁殖牛を利用した耕作放棄地での放牧、あるいは酪農において集約放牧の推進、こういった取組を推進することによって、真ん中の円にございますような、国産飼料に立脚した畜産の確立を目指しているところでございます。

下の 7 ページでございますが、稲発酵粗飼料（稲ホールクロップサイレージ）の利用・拡大の状況を掲げさせていただいております。左側の真ん中に〔トピックス〕と書いてあ

りますが、新たな品種の開発が進んでおりますこと、また右のほうに写真を載せておりますが、自走式の専用ロールベラーが導入されていることを背景に左下に表がございますが、ホールクroppサイレージの作付面積は、19年度に6,000ha少々だったものが、20年度、見込みでございますが、9,000をちょっと切る水準にまで一挙に2,600haぐらい拡大しているところではございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。飼料用米でございます。こちらにつきましても、メリットのところを書いてありますが、まさしく米そのものということで稲作農家にとっては作りやすい。畜産農家にとりましては、価格次第でございますが輸入とうもろこしの代替になるということでございまして、右下の箱のところ推進のための支援策を掲げさせていただいておりますが、急激に伸びておりまして、19年度の292haから20年度は1,611haと5倍以上に拡大しているところでございます。

9ページが稲わら利用の推進でございます。下のほうに飼料用稲わらの自給の推移を書いておりますが、自給率のところがございますように、稲わらはほぼ国産の稲わらで自給しているということでございます。円グラフがございますように、飼料に使われているのは全体の稲わら発生量の1割程度でこれを有効な資源としてさらに活用していくということで、右のほうに九州の絵が書いてありますが、稲わら収集地域というか、稲わら生産地帯である福岡から、南九州畜産地帯の方に稲わらを広域流通させる取組が現実に行われております。こういった取組を全国的に展開していきたいと考えているところです。

10ページをお開きください。青刈りとうもろこしでございます。青刈りとうもろこしは高栄養で高収量を期待できるというのが最大のメリットでございますが、なかなか手間がかかるということで、ここに作付面積の推移を書いておりますが、作付面積が減少しておりました。ただ、右上にカッティング・ロールベラーの写真を載せておりますが、こういったカッティング・ロールベラーの開発ですとか、北海道の道東でも栽培できる品種の開発がございまして、19年、20年と青刈りとうもろこしについても作付面積が拡大しているところではございます。

11ページでございますが、飼料生産の外部化、飼養規模の拡大、あるいは高齢化といった労働力不足を解消して、また専門的に作るということで効率的、そしてコストの削減をねらって、コントラクター、飼料生産作業の受託組織、あるいはTMRセンター——これを食べたならもう他を食べなくてもいいよという感じのものを作るセンターですね——といったものを作る。左側でございますように「組織数」は、北海道、九州を中心にしてコン

トラクターの数は相当増えておりますし、またTMRセンターにつきましても、北海道を中心として15年の34カ所から18年で59カ所と数を増しているところでございます。

12 ページ、放牧の推進でございます。右の方に放牧の推進のための主な対策を書かせていただいておりますが、最近、低コストなソーラー電気牧柵ですとか効果的なダニの忌避剤が開発されたということがございます。また、私どもはレンタカウという仕組みを支援させていただいておりますが、こういうことが功を奏して耕作放棄地あるいは水田におきます放牧頭数が増えておりまして、左下のグラフにございますように、平成19年の見込みで4,660頭の肉用牛が既に放牧されているところでございます。

下の13 ページでございますが、食品残さの飼料化(エコフィード)の推進でございます。エコフィードの原料排出元を左の方に書いておりますが、食品製造業から500万t、卸売・小売、外食640万tということで、食品製造業のほうに大量に安定的に同質の残さが出てくるということで使い易いので、どうしても川上から川下に向けて利用率、まだまだ低い訳ですが、冒頭1 ページ目で御説明申し上げましたように17%~22%と、順調にエコフィードの利用拡大が進んでいるところでございます。

14 ページでございますが、家畜の生産性向上の取組です。流通飼料、自給飼料について御説明して参りましたが、そういった貴重な飼料、資源を家畜の場でも有効に活用する必要があります。家畜の改良そのものもそうですし、また飼養管理の改善といった取組を進めていく必要があるということで、この右のほうに【リーフレットに盛り込んだ】と書いてありますが、こういった取組をすれば生産性が向上するという取組事例につきまして、左にありますようにリーフレットを10万部作製・配付しておりますし、また各都道府県に技術的な相談窓口を設ける、また家畜市場を開催するようなどときには移動相談窓口みたいなのを開いて、少しでも貴重な資源が有効に活用されるような技術的なアドバイスを進めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございました。

続きまして、牛乳乳製品課長より説明をお願いします。

○大杉牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

15 ページを御覧ください。我が国の牛乳乳製品の需給の構造でございます。まず、国内消費の需要が生乳換算で約1,200万tでございます。その内訳でございますが、国内で生産しております生乳が約800万t、そして生乳換算で残り約400万tが輸入でございます。そ

のうち7割をチーズが占めているという状況でございます。

国内生乳生産の内訳、生乳の仕向け別になりますと、そこでございますように、6割弱の460万t程度が飲用牛乳等向け、そして2割強の約200万tがバター・脱脂粉乳といった加工向け、そして残り2割弱、150万t程度がその他の生クリーム、チーズなどの乳製品に向いている訳でございます。

他方、北海道と都府県についてみていきますと、この飲用牛乳等向けのうち都府県が約8割、北海道が約2割を占めております。他方、脱脂粉乳・バターといった加工向けは逆転いたしまして、北海道が約8割、都府県が約2割でございます。

下に参りまして、加工原料乳、つまり脱粉・バターに向く生乳につきましては、その価格が安いということで国が補給金を交付して再生産を確保している訳でございます。補給金の単価は20年度は当初11.55円、期中改定で11.85円となった訳でございます。

16 ページをお願いいたします。生乳需給の推移についてでございます。この上の折れ線グラフ、赤が供給、緑が需要でございます。平成5年、6年度の減産型の計画生産を経まして、平成8年ぐらい～平成11年度ぐらいまで、生乳の需給が概ねバランスをしております。赤の折れ線グラフと緑の折れ線グラフがほぼ重なっているという状況でございます。

ところが、平成12年度に食中毒事故が発生しまして、これを契機に、脱粉を原料とした商品の消費が減少いたします。脱粉の在庫量が増加した訳でございます。北海道を中心に、平成15年度以降、生産者団体によります自主的な過剰在庫処理対策が実施された訳でございます。平成17年度に入りますと、バターの在庫も増加いたしまして、生クリーム、脱脂濃縮乳といった液状乳製品の生産拡大への取組が行われた訳でございます。こういった中で、平成18年度、19年度は減産型の計画生産が実施されたところでございます。

そしてその2年度目、19年度に入りますと、夏場非常に暑かった、あるいは18年末ごろからの穀物価格の高騰などの影響がございまして、生産量が目標を下回って推移する。他方、乳製品の国際価格も高騰するというところで、国内の脱粉・バターの需要が増加して参りました。在庫量が減少した訳でございます。

17 ページをお願いいたします。こういった中で、20年度は在庫の減少と国産需要の増加を踏まえまして、生産者団体におきましては増産型の計画生産を実施してきたところでございます。今年度、20年度の12月までの生乳の生産量でございますが、対前年同期比で0.7%の減少と、ほぼ前年度並みでございます。ただ、都府県をみますと猛暑の影響もございまして、3.8%の減少という低い水準になっているところでございます。その間の総合乳

価の推移でございますが、4月～12月の総合乳価の推移をみてみますと、右下のグラフに表してございますが、乳価の4月の値上げあるいは需給状況といったことから昨年の同時期に比べまして上昇しているところでございます。

次に乳価再引き上げ交渉に関してでございますが、生産者団体と乳業メーカーとの交渉によりまして、本年3月1日から飲用牛乳向け乳価の10円引き上げが合意された訳でございます。また、北海道についてですが、ホクレンにおいては加工原料向けの乳価の4円引き上げなどプール乳価として5.3円の引き上げが合意されたところでございます。

こういったことを受けまして、大手乳業メーカーは牛乳の納入価格等の改定を行うことを発表いたしまして、現在その詰めの交渉が行われていると承知しております。以上の内容を、17ページの下の記事で書いております。

18ページをお願いいたします。消費動向でございます。飲用牛乳等の消費でございますが、人口の構成が変わってきている。若い人が減って年配の人が増えているといった状況、あるいは他飲料、例えば茶系飲料ですとかミネラルウォーターですとか、こういった伸びている飲料との競合などがございまして、ここ10数年の間に2割程度減少しているところでございます。

19年度も対前年度比2.5%のマイナスであった訳ですが、20年度12月までの累計を見ますと、対前年同期比で2.3%という状況でございます。

19ページをお願いいたします。こういった形で消費が減少する中にある訳ですが、消費者の着眼点3点を踏まえた取組を強化してやっております。一つ目、そこでございますように、「有用性・機能性の知識」ということでございますが、牛乳乳製品における有益な情報の提供を行うものでございます。2つ目の「商品の魅力」についてでございますが、消費者のニーズを把握しつつ、新商品の開発促進を行うというものでございます。3つ目、牛乳に対するイメージ等の「感性」でございます。酪農、それから牛乳に対する理解醸成を推進するというものでございます。

次のページを御覧ください。具体的な取組でございます。第1の有用性・機能性のアピールについてでございますが、メディアあるいは栄養士等を対象といたしましたセミナーを行う。あるいは、雑誌等への広告掲載によって情報提供を積極的に行っているところでございます。

2つ目の新商品開発の促進でございますが、中小乳業複数社が連携しまして共通のブランドを展開していく、あるいは生乳100%にビタミンなどを添加した商品の表示について、

新商品開発に資するための調査検討を行っているところでございます。

3つ目、酪農・乳業に対する理解醸成でございますが、牧場での酪農体験、あるいは学校等への出前授業といったことを始めといたします様々な取組をやりまして、また「牛乳に相談だキャンペーン」を展開いたしまして、中高生あるいはその母親に重点をおいた情報提供を推進しているところでございます。

飲用乳価の引き上げによりまして今後消費がどのように推移していくのかというのが重要なポイントでございますが、今後とも様々な、多角的な取組を通じてやっていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、食肉鶏卵課長から説明をお願いいたします。

○渡邊食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございます。

では引き続き、食肉に関しまして私から御説明をいたします。21 ページ、今の下の部分でまず食肉の需給の推移でございます。過去6年間の食肉の供給量の推移でございますが、15年12月のアメリカでのBSE発生、16年1月のタイ及び中国での高病原性鳥インフルエンザの発生によりまして、16年には牛肉及び鶏肉の輸入量が減少しております。その一方で、その代替需要として豚肉の輸入量が増加いたしました。その後、多少の増減はありますが、牛肉の供給量の減少分を豚肉や鶏肉が補うことによりまして、全体の食肉供給量としては概ね一定の水準で推移をしている訳でございます。

20年は牛肉の供給量はほぼ横ばいとなっておりますが、鶏肉、豚肉の輸入量が増加したことによりまして、食肉全体の供給量は対前年比で3%の増加となっております。

次のページをお開きください。肉用牛生産の概況を示したものでございます。肉用牛生産には大きく2つのカテゴリーがございまして、このページの上半分と下半分でございまして、上半分の肉専用種繁殖経営から生産される黒毛和種ないしは褐毛という肉専用種、ないしは下半分の酪農経営から生産されます乳用種、交雑種の部分がございます。まず上のほうの黒毛和種や褐毛和種などの肉専用種では、約7万戸の繁殖経営において67万頭の子取り用雌牛が飼養されておまして、年間約52万頭の子牛が生産されております。この子牛は約9カ月間育成されまして、主に家畜市場を通じて肥育経営に販売されております。肥育経営では、一般に導入した子牛を約20カ月肥育いたしまして、29カ月齢程度でと畜場に出荷をし、そこで食肉に仕向けられることになってございます。



他方、乳用種及び交雑種は、酪農経営におきまして生乳生産のための副産物として生産されている訳でございますが、年間で乳用種が約 30 万頭、交雑種が約 28 万頭生産されております。生産された子牛は、生まれたばかりのやつはヌレ子と呼ばれておりますが、生後約 10 日程度で主に農協や家畜市場を通じまして育成経営ないしは育成肥育の一貫経営に販売されております。

育成経営では、乳用種、交雑種ともに約 6 カ月間ほど育成されまして、その後肥育経営に売り渡されます。その肥育経営では、乳用種で約 15 カ月間肥育されまして、月齢で約 22 月齢、交雑種では大体 19 カ月間肥育されました約 27 カ月齢でと畜場に出荷されて食肉になるということでございます。

このように肥育されました肉用牛は、と畜場においてと畜解体をされ、食肉卸市場等で取引されます。国内での枝肉生産量は右の真ん中辺に書いてございますが、51 万 t でございまして、自給率で、重量ベースですが、19 年の概算値で約 43% となっております。そのうち 4 割の 20 万 t が和牛で、残りの 6 割の 30 万 t が乳用種、交雑種になってございます。最近の枝肉卸売価格につきましては、品種や枝肉の格付けで異なりますが、平均すると 1 頭当たり和牛で 89 万円、乳用種で 36 万円となっております。

下のページをごらんください。こちらは肉用牛の増頭対策の推進状況でございます。肉用牛の繁殖経営は年々戸数、頭数が減っておりましたが、各種対策や堅調な子牛価格などによりまして、平成 19 年から増頭に転じてございます。現在、目標トレンドを約 2 万頭上回って推移をしている状況でございます。他方、20 年度に入りまして、4 月以降子牛価格が大幅に低下しております。このような現下の状況に鑑みますと、当面は積極的な増頭の推進よりも、むしろ経営の質を上げて、足腰の強い経営体を育成し、持続可能な経営の維持を図っていく必要があると考えてございます。

次のページをお開きください。このページは枝肉卸売価格と肉用子牛価格の推移を示したものでございます。まず左上のグラフが牛の枝肉の卸売価格でございますが、19 年度以降低下傾向で推移をしております。特に 20 年度に入りまして、景気の伸び悩み等によりまして高価格帯にあります和牛の枝肉価格の低下が顕著になってございます。他方、その下のグラフは、豚の枝肉卸売価格でございます。こちらは季節的な変動を伴いつつ堅調に推移しておりましたが、昨年 10 月下旬から低下傾向で推移しております。生産が増加傾向にある中で例年より年末年始のと畜場の休場日数が長く、年明けの出荷が増加したということで、特に今年 1 月に入ってから低下傾向で推移をしておりましたが、昨今になりまして

価格が——これも季節変動だと思いますが——上昇基調に転換してきてございます。

次に、右のグラフでございます。右の方は肉用子牛の価格でございますが、右上のグラフの黒毛和種につきましては、近年堅調に推移していましたが、景気の伸び悩みによりまして和牛の枝肉価格が低下してきたことに伴いまして、子牛価格も低下傾向で推移をしてございます。

右下は乳用種ですが、乳用種の枝肉価格に連動して保証基準価格を下回って推移しております。19年度の第2・四半期以降生産者補給金が発動されて、経営への影響が緩和されてございます。

下のページでございます。このような状況を踏まえまして、国産食肉の消費拡大対策に力を入れております。最近では諸物価の上昇によりまして、食肉の中でも比較的単価の高い牛肉の消費が低迷して、それに連動して卸売価格も低迷しているということで、国産牛肉の消費拡大を図るために、食肉の需要増大推進ですとか、食肉の機能性・有用性の知識の普及ないしは食肉に対する消費者の理解醸成に重点的に取り組んでございます。特に10月の緊急対策では、従来の取組に加えまして、食肉の販売拡大や販売促進の支援のために、イベント開催箇所の追加ですとか、量販店におけるキャンペーンの展開ないしは機能性・有用性に関するシンポジウムの開催箇所を追加したりというような緊急な取組をしている訳でございます。

さらに、先日成立いたしました平成20年度の第2次補正予算におきましても、生産者団体等によります国産牛肉の販路の開拓・拡大につきまして支援対策を講じている訳でございます。

次のページをお開きください。こちらは、牛肉の輸出促進についてでございます。平成20年の牛肉全体の輸出量は、アメリカや香港向けの増加もありまして585tとなっております。一昨年と比べ2.2倍の増加となっておりますところでございます。和牛肉の輸出に当たりましては、日本産品であることの識別を容易にするために、横についてございます和牛統一マークを19年12月に策定し、和牛肉のPRを行っているところでございます。

今後の対応といたしましては、タイやシンガポール、ロシアなどに対する輸出解禁に向けた積極的な働きかけを行っていくということでございます。

その下、牛乳乳製品の輸出についてでございます。平成20年における牛乳乳製品全体の輸出額は62億9,300万円。対前年比で35%増となっております。主に香港、台湾、中国本土への輸出が増加しています。牛乳乳製品の輸出については、生産者、乳業者等関係者

から構成される牛乳乳製品輸出促進検討委員会、日本酪農乳業協会が事務局をやっているところですが、ここを中心に情報の収集・分析を行っているところがございます。

私からは以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、畜産環境・経営安定対策室長からお願いいたします。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 畜産環境・経営安定対策室長でございます。

27 ページの資料に基づきまして、畜産環境対策について御説明いたします。一定規模以上の畜産農家は、家畜排せつ物法に基づきまして、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が必要でございます。右側の図の通り、ほとんどの畜産農家は管理基準に適合している状況でございます。平成 20 年 12 月 1 日時点の適合農家率は 99.9%となっておりまして、不適合農家は前年度の 42 戸から 32 戸へと着実に減少しております。家畜排せつ物の利用の促進に向けまして、耕畜連携の強化やニーズに即したたい肥づくり、家畜排せつ物のエネルギー利用等の推進に必要な施設整備への支援を実施しているところでございます。

次に、28 ページの参考資料に基づきまして、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」について御説明いたします。本基本方針につきましては、平成 20 年度を目標年度といたします現行基本方針を見直しまして、新たに平成 27 年度を目標年度として、平成 19 年 3 月に策定・公表したものでございます。現在は、本基本方針を踏まえまして、各都道府県におきまして都道府県計画を策定していただいております。これまでに 21 県において策定・公表済みとなっております。同様に協議中の県も含めると 38 県となりまして、残りの 9 県に対しまして早急に策定していただくよう、促しているところでございます。

なお、基本方針のポイントにつきましては、右側に示しております通り、耕畜連携の推進、ニーズに即したたい肥づくり、家畜排せつ物のエネルギー利用等を行っているところでございます。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、動物衛生課長より説明をお願いいたします。

○原田動物衛生課長 動物衛生課長、原田でございます。

29 ページ、家畜衛生をめぐる情勢ということで、まず右の表を御覧ください。主な家畜伝染病の状況を簡単に御説明いたします。まず口蹄疫ですが、12 年に起きまして以来清浄化が続いております。それと、伝達性海綿状脳症（BSE）は、13 年に起きて以来、毎年

ちょちょこと出ております。ここに載っていませんが、21年、今年になりまして、1月に1頭出ました。現在36頭でございます。ヨーネ病は潜在期間が長くて牛の下痢を伴う経営に大きな影響を与える病気でございますが、毎年かなり出ております。これについては今、清浄化を図っております。豚コレラは18年からワクチンをやめて、ワクチンのない形での清浄化を続けております。高病原性鳥インフルエンザは16年に5例ありますが、これはいわゆる強毒タイプということで、山口県等で発生したものでございます。17、18年は弱毒タイプと言われるもので、茨城県等で出たものでございます。19年は宮崎、岡山で出た強毒タイプでございます。19年1月に起きましたが、以来2年ほどは清浄化を保っております。

家畜伝染病を予防するための取組を真ん中以下から書いてございます。基本的には都道府県が検査や指導あるいは発生時の蔓延防止対策をしますが、「飼養衛生管理基準を策定」とありますが、普段から農家の方に、発生予防あるいは畜産物の安全性確保という消費者に向けての大変大事なことがございますので、生産者自らが守るべき基準を作っております。これが日頃のリスク管理措置でございます。それと、万が一発生した場合、特に影響の大きい口蹄疫、豚コレラ、鳥インフルエンザ、BSEにつきましては防疫指針を作っております。危機管理としていざ起きたときには、都道府県、国、関係者が一丸となって対策を講ずることになっております。また、最近HACCP方式を農場に取り入れようということで、より高度な衛生管理基準を導入する農場も増えておりまして、こういったものをぜひ進めていきたいと考えております。

次のページでございます。特に、生産者も消費者の方も関心の高いBSEでございますが、ちょっと見にくくて恐縮ですが、右側の一番上の囲みを見ていただきたいと思っております。大きく3つの対策で国内対策をしております。一つはと畜場におけるBSE検査体制と特定危険部位の除去でございます。次が肉骨粉の飼料原料の給与規制によりましてBSEの感染経路を断つということでございます。今でも牛の肉骨粉は焼却をすることで一切フードチェーンに入らない形になってございます。24カ月齢以上の死亡牛についても、届けた上でBSE検査をしております。我が国はこの3つの対策でBSEの清浄化に今努めているところでございます。

実は昨年末にOIE（国際獣疫事務局）という機関にこういった日本のリスク管理措置のデータを出しまして、日本のBSEのステータスを申請しております。今年の5月の末の総会で認められれば、例えばですが管理されたリスクの国という形で、国際的にも一定

の評価が得られる水準になるかと今期待しております。下の表に、世界のBSEの発生状況がございまして、基本的にほとんどがEU、特に英国で起きておりまして、最近ではそれでも毎年減っておりまして、2008年でみますと世界で73件ということで、かなり制圧されてきていることが分かると思います。

特に（4）でございまして、話題になります米国産牛肉問題。アメリカがOIEで管理されたリスクの国というステータスを取って、月齢条件の撤廃要求を我が国に限らず世界の国に対してやっておりますが、それに対しまして我が国では技術的な会合を開いて、科学的な知見の収集に努めているところでございまして。

最後に、高病原性鳥インフルエンザでございまして、昨年連休前に青森や秋田や北海道で白鳥で発生して御心配をかけたんですが、野鳥の発生は基本的に鳥インフルエンザの発生とはカウントしませんので、あれ以来環境省で野鳥のモニタリング、サーベイランスを強化しまして、野鳥についても早期発見に努めているところでございまして。

また、それに併せまして国内の対策も強化しました。（5）にモニタリング強化と書いてございまして、対象の農家数を多くしたりしています。また、野鳥に接しやすい、要するにリスクが高い鳥、きじとかだちょう、ほろほろ鳥は今まで家畜伝染病法の対象ではなかったのですが、リスクも高いということで昨年末に対象に加えまして、鶏と同じようにサーベイランスなり検査をしていくということにしております。

一番最後になります、世界中で高病原性の鳥インフルエンザが発生しておりまして、現在61カ国からの輸入を停止してございまして。特に昨年末から東アジア、台湾、韓国では弱毒タイプが出ましたし、香港では強毒タイプが出ました。最近、中国では今年に入って8件人への感染例が出ていまして、うち5人の方が亡くなっています。中国の場合は、鳥は発生報告は無いのですが、人の感染報告が先に出ることがございまして、海外のそういった発生状況を絶えずチェックしながら、国内への侵入防止を図ることに力を注いでおります。

以上でございまして。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、農業に関する国際交渉につきまして、畜産企画課長から説明をお願いします。

○徳田畜産企画課長 それでは、資料9でございまして。WTO農業交渉につきましては、御存じのように、12月に閣僚会議の開催が見送りとなり、また米国の政権交代もあって、

交渉の進展は不透明でございますが、世界的な経済の退潮の中で、WTOの役割である現行の貿易体制を守り、保護主義的な動きを食い止めるという観点から、決定に向けて交渉の流れが加速する可能性もあります。

いずれにせよ、我が国といたしましては、多様な農業の共存を基本といたしまして、食料輸入国としての主張ができる限り反映できるよう交渉に取り組むこととしております。

2ページ目でございます。これは本年と書いてありますが、昨年7月にラミーの調停案が出まして、その後また12月には改訂議長テキストが出ております。基本的には7月のラミーの調停案が基礎となっております。

まず、現状といたしましては、日本が強く主張しております上限関税の設定については阻止しております。バターなどの品目は高い枠外税率を張っておりますが、これが例えば100%以上の関税は認められないということになりますと、輸入価格に上限関税を加えた価格が国内価格より低くなるということで、量的に無制限に外国の乳製品が輸入され、国内の農業、酪農へ計り知れない影響を与えることとなります。今後とも、強く主張していく点でございます。

また、一般品目と重要品目については異なる取扱いで議論されております。重要品目は一般品目より緩やかな関税削減が認められておりますが、関税割当て数量を拡大する必要がございます。ただ、このことについては輸入が増える一方、量的には決まっているということで、影響は限定的で対応がしやすいという面もございます。重要品目については、その数や条件、代償について議論されており、我が国としては全体として有利なものとなるよう交渉して参りたいと考えております。その上で、畜産につきましてはどのような選択をしていくのか、それぞれの品目に応じて判断していく必要があるものと考えております。

次の8ページ目でございます。日豪を初め、EPA・FTAにつきましては、ここにありますように、それぞれの国と交渉が進んでおりますが、守るべきものはしっかり守るという方針の下、畜産につきましてもこれまでと同様の姿勢でしっかりと対応して参りたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

以上で事務局からの説明は終わりでございますが、ちょっと休憩時間を挟んでから意見交換に移りたいと思います。40分までの10分間の休憩をとりまして、再開させていただきます。

たいと思います。では、休憩に入らせていただきます。

〔暫時休憩〕

## 意見交換

○鈴木部会長 それでは、再開いたします。休憩前の事務局の説明も踏まえまして、質問、御意見等、自由に御発言いただきたいと思います。

一般情勢に関する意見交換ということでございますが、酪肉近の諮問もありましたので、中長期的な観点からの御発言もいただければと思います。何名か関連の御質問をいただいた後で、必要に応じて事務局からコメントなり回答なりをいただくという形で進めたいと思います。

では、どなたからでも結構でございますので、口火を切っていただければと思います。

○萬野委員 萬野です。

いくつか質問といいますか、御説明を詳しくいただけたらと思っております。1つ目は、粗飼料、濃厚飼料の長期的な自給率向上の計画があって、それに対して資料8の6ページに各種対策内容が載っているのですが、19年度が粗飼料78%、濃厚飼料10%、27年度が100%と濃厚飼料が14%となっています。細かい対策に対しての資料があるのですが、この27年度の計画達成に向けて今のところ、計画通りのスケジュールで進んでいるのかどうか。また、多々ある対策の中で、遅れ気味とかちょっと問題点がないのかと、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は配合飼料の価格ですが、先程の御説明にありましたように、ピーク時から比べると実質農家渡しが約1万3,000円、30%ほど下がっているのです。といっても、平成18年度の第3・四半期に比べるとまだまだ3割ぐらい高い水準であるという状況になっています。これはとうもろこしを主にした穀物価格の下落があるのですが、今後、これが平成18年度水準まで下がるという予想をされているのか、またそうならないのであれば何らかの対策をお考えになっているのかということをお教えいただきたいと思います。

3点目が、牛肉の市場価格が去年の秋以降かなり下落しております。それに対して、消費拡大対策が25ページに載っていますが、具体的にいつ頃こういった対策をされて、効果がどうだったのかということと、今後、現状まだまだ下落の状況ですので、それに対して具体的な対策が何かあるのかということをお教えいただきたいと思います。

最後の4点目ですが、和牛の肉専用種、和牛の子牛価格がピーク時に比べると3割ぐらいダウンしております。もともと価格が上がり過ぎたという指摘もあるのですが、ピーク時から3割も下落していることに合わせて、農水省の対策の中に繁殖雌牛の増頭も事業としてありまして、それが皮肉にも順調に推移していて供給頭数が増頭されることを考えますと、今後一層の子牛価格の下落が考えられる。そういった中で、繁殖農家の規模が、先程の資料にもありますように、まだまだ1農家当たりの平均頭数が10頭未満の小規模の生産者が多い中で、こういった経済環境の変化に本当に耐えていけるのか。また、子牛の安定価格が現状よりもまだまだ下の水準で指定されていまして、なかなか子牛の対策基金が発令されないような状況にあるので、これを短期的にも何らかの再生産意欲が持てるような対策が具体的に何かあるのか。

その4点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

先程堀江委員も挙げていましたか。続いてお願いします。

○堀江委員 養豚から質問をさせていただきたいと思ひます。私どもも畜産業界同じでございますが、飼料高の中で昨年過ごしてきた訳でございますが、その飼料高の中で、春に慢性疾病のワクチンの認可をいただきまして、それは誠に事故率が減ってありがたかった訳でございますが、秋になりましてそれが一気に出荷頭数の増加につながりまして、9月から基準価格を下回るという状況が4カ月、1月まで続きました。今になっても400円ということはまだまだ生産コストには合わない価格でございますが、そういう中で畜安法の中で調整保管とかいう指導ができなかったのかということでもあります。現在、1月の状況を見ますと、母豚100頭規模で約300万ぐらい足りなくなるんだというのが生産者の声でございますが、このままの状況が続きますと、かなりの養豚家たちが借金まみれになるかやめていくかという感じになってしまうんじゃないかと思ひておりますので、畜安法につきましては、こういう状況になる前に早く調整保管とかいう手を打っていただきたいと思ひます。

これに関連いたしまして、地域肉豚制度につきましては、ほとんどの県が2月で地域肉豚のお金が無くなるというのが現状でございます。こういう形で国、生産者の積み立てだけじゃなくて、養豚は日本の中で基準価格がいくらなら生産していけるのかということをはっきりと踏まえまして、生産費を確保できるような価格帯、それに合うような制度の問題を作っていただかないと。養豚は浮き沈みが大変激しい産業でございますので、そうい



うことも踏まえながらこの地域肉豚制度は3年間のあれで来年度まで続く訳でございますが、これからの基本法に向けて制度改正をしていただきたいと思っております。

また、えさの問題でございますが、えさ価格が下がったと言いましても実質下がっているのは4,000円弱でございますが、えさ価格については大変厳しい状況が続いている訳でございます。生産者負担500円、飼料メーカー1,260円という形で、後は国から異常基金の積み立てとかございますが、この1,260円のメーカーさんの積み立てはいずれ私たちの飼料価格の中に入ってくる訳でございます。それで、昨年度からの飼料高騰の中で1300億ほどの借入れがございます。これにつきましても来年、再来年には返済していかなければならない状況でございます。母豚100頭規模の農家で約400万の借金だという話を聞いておりますので、そこらも踏まえて、この安定基金制度につきましても新たな方法の制度を作っていただかなければ、飼料の高騰時、あるいはこういう経営状態になったときに支払いできなくなるんじゃないかと思っております。

そういうことを言いましても、私ども飼料高騰でただ手をこまねている訳ではなく、飼料米に取り組み、またエコフィードに取り組んでいる訳でございます。飼料米につきましては御承知の通り、今水田フル活用ということで政府も動いていると思っておりますが、いかんせんとうもろこし価格に比較しますと、どうしても飼料米として買いつける金額が高くなってしまいう訳でございます。養豚だったら3割ぐらいはとうもろこしの代替として使えるという目鼻がついている訳でございますが、米生産者の中には、「おれは豚に食べさせるための米を作っているんじゃないよ」という農家もまだございます。そういうことではなくて、食料も大事ですが、日本の穀物の自給率全体を上げるという形で、この畜産部会だけじゃなくて農林部会全体的な考えとして、こういう施策をこれから打っていただきたいと思っております。

もう一つ、最後にエコフィードでございますが、私は5年ぐらい前からこういうのに取り組んできた訳でございますが、去年あたりから新しく取り組んでいる農家では、給与する方法です、リキッドは完全に変えなきゃしょうがないのですが、乾燥品あるいは発酵したものを与えるにつきましても、混合施設だとかあるいはえさメーカーさんが、いろいろの成分の変動がありますのでなかなか受け付けてくれない。そうすると、生産農家で配合して給与していくという方法を探るしかない訳でございます。そういう面について、利用する側がなかなか取り組めないというのは一つはそこにあるんじゃないかなと思っております。

それと、こういう時代になりましたので、エコフィードを作る原料といたしますか、工場からの食品残さが大変減っております。それでエコフィードを作っている工場自体も大変厳しいので、もうちょっとこの食品リサイクル法をきちんと守るような方向で御指導願いたいと思います。

主な点はそれでございますが、飼料用米については、ミニマム・アクセス米とかの抱き合わせという形で飼料米にできないのかなということも生産者の中で話し合っています。

環境対策につきましては、ほとんどの農家が環境問題はクリアしているということでございますが、これから先、排水問題も厳しくなるという中で、家畜のたい肥あるいは尿は場所によっては肥料として非常に有効に活用されている部分がございます。それを環境規制をかけられますと、そういう面でも使えなくなる部分が出てくると思いますので、その点、産業界とのあれじゃなくて、肥料として使う部分は肥料として使う部分できちんと分けてもらいたいという要望もございます。

家畜衛生対策につきましては、今国が行ってくれていますAD撲滅清浄化運動につきましては、生産者、各団体みんな一生懸命取り組んで、これから採血とか、それに伴います清浄化に向けて努力しているところでございますので、ぜひとも今後ともよろしく御支援のほど、お願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

いろいろな論点が出ておりますが、関連も含めて次どなたか。お願いします。

○阿部委員 飼料の話が出てきましたので関連で。先程御説明いただきましたが、私はもっと短い目線で見たところで、とうもろこしと、とうもろこしのサイレージと、それから稲発酵飼料についていくつか見聞したことで、感想も含めて、また質問もあるのですが、お話ししたいと思います。

まず、とうもろこしサイレージについては、先程大野課長が言われたように、だんだんだんだん都府県でも土地の集積があつて、収穫量も多くなって、カッティングロールミキサーと破碎という処理が高まって、収量と品質が高いものができるようになってきた。そして、それを単独の農家で使う場合もありますが、だんだんだんだんTMRセンターでそれを作って、近場の酪農家にTMR完全飼料を作って、そして酪農家のいろんな支援をしているという方向にあるのです。その中でこれからのあり得べし姿としては、私は常々飼料のベストミックス化と言っているのですが、自給飼料と今話がありました食品製造副産

物というエコフィードと、それからある程度高い価格の穀類配合飼料をうまく使って、地域にTMRという基盤で広く定着していくのがいいのかなと。その一つのモデルとしてとうもろこしとTMRセンターというのを拡大しているのはとってもいいと思うのですが、エコフィードを使った事例は54例のうちでまだまだ少ない。今話がありましたように、最近のえさ高で、いわゆるジャストインタイムで手に入る食品製造副産物はどんどんどんどん高くなって奪い合いになっていて、そして手に入らなくなっているということがあります。そうしたら、そのエコフィードをどう使うのかというと、ジャストインタイムじゃなくて、季節性がある局在していて、地域的に偏在しているような高水分のものが多くなってくる。いわゆるスポット物も含めてです。そうしますと、TMRセンターではそういったものをストックヤードでしっかりと貯蔵しておいて、通年ずっと使っていくというシステムが必要な訳です。

前置きが長くなりましたが、何をしたいかということ、そういった意味でベストミックスを進めていくために、エコフィードの支援政策と、もう一つは自給飼料の支援政策をTMRセンターにコントラクターを抱き合わせにして、一体的に進めていただけるととってもいいなど。

もう一つ、それに関して私に関心があるのは、これは農水省だけではなくて、ある意味では省庁にまたがる訳ですが、バイオマスタウン構想というのが全国で130カ所ぐらいある。そこで今取り組まれておるのは、エタノール化であるとか炭化であるとか燃料を作るということですが、僕はバイオマスタウン構想の中にもTMRセンターを意識的に位置して、そこでよく言われる商工農連携で食品製造副産物の人たちも巻き込んで雇用を創るという規模、ある意味では規模壮大な考え方で進めていかれたらどうかなと。それは春先以降の新しい酪肉近の中でも大きな課題になっていくと思いますので、そこら辺を一つお願いしたいなと思います。

もう一つは、簡単にお話ししますが、栃木県と宮崎である団体のお仕事のお手伝いで、稲発酵サイレージの調査をして参りました。そうしますと、畜産農家、肉用牛も酪農家もとっても評価をされています。それぞれの使い方もだんだんだんだん慣れてきて一定の評価をされている。今は一定の時期しかないが通年で使いたいということですが、反面不安を持っています。せっかく使えるようになって使いたいのだが、いつまで続くかなと。

そして、その場合に、今もお話がありました、その人たちが心配するのは、片一方で飼料用の粒、米がある。水田農家の人も何となくそちらの方にアトラクティブな、要する

に魅力を感じているようだ。いつまで水田農家の人たちがこれを供給してくれるのかなということが心配で——そこら辺そういうチャンスがあれば畜産部の皆さんに話をしておいてよということもありましたのでそういうお話をする訳ですが——まとめますが、水田農家の方がどういう飼料用の稲サイレージ用のものを作っていくのか、それとも飼料用米、粒を作っていくのか。必ずしも畜産部の皆さんのウォッチを超える部分もあるかと思いますが、先程もお話がありましたが、飼料用米は農林水産行政全体でせっかく 8900ha ぐらいまで伸びてきた訳ですから、これが飼料用の粒のお米との兼ね合いでなくなってしまって、せっかく定着しかかってきている所が使えないということになるとちょっとさみしい話なので、そこら辺もウォッチをしながらバランスのとれた米粒と稲発酵サイレージの調和をしながら推進していただければと思います。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

ここまでのところで事務局から御回答いただければと思います。

○大野畜産振興課長 畜産振興課長でございます。

まず、萬野委員からお話のございました粗飼料、今 78%のものを 100%にしていく、そして濃厚飼料については 10%のものを 14%にしていくという目標設定をしております。先程説明させていただく中で目標数値を書いておりませんでしたでしたが、例えば稲のホールクロップサイレージですと、去年の目標は 8,000ha でした。それを大きく上回る数字でございますし、また放牧については 5,000 頭を目標として掲げておりまして、まだ数字は集約されていないのですが、多分ほぼそのラインになるであろう。

エコフィードにつきましても、19年度 22 万 t を 41 万 t に増やしていこうと考えている訳ですが、これも予定のペースできております。

ただ、個々の目標を設定している要素のところはそうですが、実は先程飼料作付面積が増えたと申し上げましたが、現状 90 万 1,500ha の飼料作付面積を 27 年度の目標どおりにしようと思えば、あと 20 万 ha 拡大しなければならない。私どもも先程御説明したような取組を支援することによって、できるだけそれに近くなるように努力していくということですが、昨年作付面積が伸びましたのは、多分、飼料価格が高騰していたので自給飼料を使わなければならないというインセンティブが相当働いたと思うのです。今、一番頭を悩ませておりますのは、若干飼料価格が落ちついてきて、そのところがちょっと緩まってくることはないように、来月にも飼料増産行動会議などを開きたいと思っています。かな

り高いところにある、坂の上の雲のような目標ですが、それを目掛けてやっていく必要があるんだろうなと思っています。

えさの今後の動向です。多分、山西委員にお伺いするのがいいのだろうと思うのですが、上げ要素としては、先週ぐらいか今週ぐらいから雨が降っているようですが、アルゼンチンとかブラジルとか、同様に米国に次ぐとうもろこしの生産地域がこれまで高温乾燥が続いてきたということで、そのところは需給が相当タイトになる要因じゃないかなと。また、飼料の作付面積は、とうもろこしの価格が下がってきたので、とうもろこしをどんどん増やしてやろうという意欲にちょっと陰りが見えてきて、作付面積は減ってくるんじゃないかなというのが上げ要因です。

下げ要因としては、そういう中で、バイオエタノールへの需要が圧倒的に——第2位のVeraSunというエタノール企業もつぶれましたが——陰りがみられる。それから、先程の要素の中ではフレートは一貫してこのまま下がっていくというか、今はもう過去最低値というか、相当低い水準にあるので、これが急激に上がる理由はなかなか見当たらないなど。あとは為替の動きなのですが。上げ要素、下げ要素両方ある。ただ、いかがでしょうか、今3ドル後半で動いている、安定しているというのでしょうか、その価格が急激に下がるという要素はすぐには見つけにくいんじゃないかなと。ただ、4-6月期はもう少し……どうなんだろうねと思うのですけれども。

堀江委員からお話がありました件で、配合飼料価格の安定制度については、私ども昨年一番主眼をおきましたのは、とにかく先程堀江委員が御懸念のように、財政的にこの制度が破たんすることのないようにということで、借入れも手当てしておりますし、また異常補てん基金につきましては、配合飼料メーカーの方たちには割と不評なのですが、本年度当初に60億円費を積ませていただいて、補正で85億、そしてまた来年度概算決定をいただいているのが50億ということで、とにかく財政的にこの制度が破たんすることのないように、ここは最大限配慮をしているところでございます。

飼料用米の問題につきましては、3割ぐらい使えるというお話でございました。私ども、今、水田等有効活用促進交付金を措置されている中で、飼料用米についても戦略作物として位置づけております。これは安定して伸びるように推進していきたいと思っておりますし、またエコフィードについては、阿部委員からもお話がございました地域の資源を有効に活用できるように。今、どちらかというとエコフィードは乾燥させて広域流通前提みたいな形でやるか、よほど小規模で利用するかという感じですが、21年度も概算決定いた

だいているのですが、地域資源活用型のエコフィードの支援対策を用意しております。これはTMRセンターが核になりまして、飼料作物を自ら作る。また、エコフィードの利用を拡大する。これをセットで施設なり機械なり、また取組奨励金というものを促すような新しい対策を21年度からやらせていただこうと考えているところです。

阿部委員からお話がありました中で、TMRセンターを核に飼料とエコフィードというのはまさしくその通りでございます。また、バイオマスタウン、これは焼酎かすなんかで割と例があるのですが、焼酎かすを固液分離して固体部分はえさにして、液体部分をアルコールとして利用するとかいった形で、地域で出てくる資源からエネルギーを採る、そしてエコフィードとしてえさにも使うというふうに、多面的に使う取組がバイオマスタウンとして行われていますので、そういった事例も参考にしながらどんどん推進していく必要があるんだろうなと思っています。

まさしく水田フル活用、いつまでやってくれるのかなという話ですが、これは来年3月を目指して新たな食料・農業・農村基本計画の中で自給率・自給力の話がされることになると思っております。その中でこういう飼料用米は十分に位置づけて、耕種、畜産が連携してやっていくことが重要ではないかなと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

続きまして、食肉関係。

○渡邊食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課でございます。

何点か食肉の関係について御質問ありましたので、順番にお答えしたいと思います。まず、萬野委員から、牛肉の市場価格が下落していて消費拡大対策を具体的にどうしているのかというお話がありました。先程も御説明をいたしました、一番大々的にやっておりますのは、全国キャンペーンで国産牛肉祭りを2回に分けてやっております。まず1回目は、昨年12月6日～21日までの16日間。第2回目は今、まさに1月28日から1カ月間、2月28日までの間で取組をやってございます。

これは具体的には、お肉屋さんの店頭で実際に試食のためのキャンペーンをやる。女性に実際に店頭でお肉を焼いていただいて販売促進活動をやっていただくとか、ないしはのぼりを立てるとか、パンフレットで国産牛肉を食べましょうという運動をしていただいているものでございます。お肉屋さんに御協力をいただいて、全国9,000店舗でそういう活動をやっていただいておりますが、その経費の一部を国ないしは農畜産業振興機構から助

成させていただいております。

その効果につきましては、これは東京都の場合でございますが、12月にキャンペーンについてのアンケート調査をお肉屋さんに行いました。まずキャンペーンを行ったことによって販売量だとか販売金額が増えたというお店が9割を占めてございます。そのうちの半分ぐらいは2割以上増えたと答えておられます。また、売り場にお越しいただいたお客様の数が増えたと言っている店舗も75%程おまして、このキャンペーンはそれなりに効果が出ているのではないかと考えてございます。

また、年が明けてからも価格は余り回復していないので、この現状に対しては何がというお話でございます。こういう事態を想定いたしまして、先程も御説明をいたしました、2次補正で予算を獲得しております、この補正では生産者団体が自ら、例えば道の駅だとか、インターネットを通じて消費者に直接お肉を売るような販促の活動をやられたり、ないしはホテルだとか他のところとタイアップをして、今まで外国産の牛肉を使っていた料理を国産の牛肉の料理に変えてもらうだとかいう新たな販路の拡大をやった場合に助成を行うという予算を組んでございます。これは補正予算ですから、年度末までに執行することになっているので、そういうことをやっております。

また、萬野委員の子牛の価格が非常に下がっていて、安定価格の水準より低いのでその対策がないのかというお話でございます。資料8の36ページを見ていただきますと、肉用子牛の対策はここにお示した三層方式になってございます。当審議会でお決めいただいているのは一番下の生産者補給金の保証基準価格ということで、昨年の7月以降31万円になっておまして、なかなか低いじゃないかというお話はこの部分だと思います。その上に生産拡大奨励ということで、増頭を行っていただいた方、ないしは維持をやっていただいた方でもいいのですが、この右側にございますように、子牛の全国平均価格が35万円を下回った場合にはそれぞれの単価で下回った部分を補てんするという対策が講じられているところでございます。

さらに、昨年の6月の対策でこれを7月以降実施しておりますが、個々の子牛の価格が40万円ないしは県平均価格を下回った場合には、これも右側に書いてございますが、いい牛を作るために人工授精をしていただければそこに1万円、2万円、3万円と交付金を交付するというので、実質的に子牛価格の40万円を保証するという措置をとっている訳でございます。

今度は、堀江委員から養豚の関係に関して調整保管のお話がありました。昨年9月以

降豚価が低落をして4カ月ほど基準価格を下落しているというお話がございましたので、まず事実関係を申し上げたいと思います。調整保管につきましては、この審議会でお決めいただいている豚肉の安定価格の中に安定基準価格というのがございまして、これも昨年の期中改定で今400円になっておりますが、東京、大阪の市場価格がこの価格を下回った場合には調整保管することができるということになっている訳でございます。

豚価は、昨年の10月中旬ぐらいからこの400円の価格を一時的に下回った訳ですが、また11月になって回復しております。それで、年末需要の関係で豚価がずっと上がってきたのですが、今回はお正月の休みが長かったこともありまして豚が一挙に出てきまして、1月になって400円の豚価を割るという状況になっていた訳でございますが、昨日また400円台を回復してございますので、4カ月間ずっと下回っていた訳ではない訳です。それで、豚の価格は季節変動がございまして、毎年秋に下がるというのと正月に下がるということで動いております、その状況を見極めながら調整保管をやるかどうかという判断をいたしていた訳でございます。ただ、今上り調子にありますが、価格がどうなるかは農林省としてもこれからも注視をしていきたい。400円を割るようなことがあれば、調整保管をやるかどうかというのは判断していきたいと思っております。

私からは以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

○徳田畜産企画課長 畜産企画課長です。

まず、地域肉豚の関係についてお話が堀江委員からありました。地域肉豚の制度につきましては、各県が独自に生産者の積立金と国費を合わせた財源によって保険設計をして運営するというので、実勢を重んじた仕組みになっている訳でございます。昨年、大体キロ当たり400円相当から470円、そして6月に480円ぐらいに上げているということでございますが、そういう中で、いろんな運用の中で補てんの限度額とかをきちんと設けているところもありますが、十分な設定になっていないところもありまして、一部の県において財源上不足をきたす可能性も生じているというのが事実でございます。いずれにしましても、各県と国としては相談に応じて参りますが、保険設計の範囲内でいろんな対応をしていただきたいというのが基本でございます。来年、将来に向けて制度設計の御要望については十分御意見を聞きながら進めて参りたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 環境関係、お願いします。



○本郷畜産環境・経営安定対策室長 堀江委員から環境対策について御質問がございました。排水規制が年々厳しくなる中で、養豚経営から出てくる尿は肥料として有効に利用できるということで、肥料として使える部分は排水規制の対象から外してくれないかという御意見だったと思います。もちろん、肥料として使えれば排水規制の対象にはならないということだと思っております。

排水規制に対する対応のこれまでの経緯ですが、私どもといたしましては、2分の1補助つきリース事業を基本といたしまして施設整備を推進して参りました。こういったことによりまして排水基準が若干厳しくなっておりますが、それには十分対応できているのではないかなと思っております。

ただ、養豚の場合、北海道の酪農のような経営とは異なりまして土地がないものですから、尿を液肥として利用することがなかなか困難な面がございますので、基本は浄化処理ではないかなと思っております。一方、燐の回収技術の開発などが進んでおりますので、そういったことを通して肥料としての利用も進めていく必要があると考えております。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

大体これで事務局からはよろしいでしょうか。

1点、先程えさの価格の問題の見通し等については山西委員にというお話もございましたが、その点を含めて補足というか、このあたりの話について何かございましたら。

○山西委員 基本的には、お聞きになった2年ほど前の価格に下がる見通しはあるかというところ、ほとんどないと思っております。といいますのは、昨年大きなファンドマネーとかいろんな投資マネーが入って、それがなくなって下がってきて、現在割と純粋な需給関係で相場が推移していると思うのですが、それが3ドル50～4ドルぐらいのところまで推移しているという状況。それと、昨年はあらゆる穀物があらゆる生産国において、ほとんど大豊作であった訳です。それで現在の相場に至っている訳です。

すべての国が豊作ということは、過去においても余り例がないことであります。今年も既に、さっき大野課長のお話にあった通り、アルゼンチンとかブラジルの干ばつ問題とか、いろんな問題が出始めています。中国の一部も小麦地帯で干ばつ気味だという話もありまして、基本的には世界中が豊作というのが2年連続あることは非常に考えにくい。ということで考えますと、基本的には、価格的にはどちらにぶれるかということ、上にぶれやすい状況だと思います。したがって、今後とも今のレベルからどちらかということと上に行くほうを懸念しておいたほうが良いと思います。

同時に、アメリカのとうもろこしの生産者の話を聞きますと、今コストは大体3ドル80～4ドルぐらいかかるんだそうです。そういうレベルから考えましても、今の相場つきは極めてコストに近い、あるいは彼らの手取りからするとコスト以下になっているという状況ですので、少し上ぶれする心配があると思っています。

先程配合飼料の安定基金の問題についてちょっとお話があったので、一言触れさせていただくと、おっしゃる通り今生産者が通常で500円、それから飼料メーカーが1000円、それに異常基金の積み立てが250、260円をメーカーがやっている訳ですが、メーカーとしては非常に負担が大きい状況になっているんです。これはもともと飼料メーカーは収益性が非常に低い業界でありまして、絶好調の時でもt当たり1,000円ぐらい経常利益が出ればその年はよかったねというところでもあります。したがって、その中で今負担が千二百何十円になっているということは、当然非常に厳しい中で、飼料メーカーのほとんどがこの12月期まで考えても赤字になっている、転落しているという状況であります。そういう意味では、非常に厳しい状況で今後も生産者の方々と一緒になってこの危機を乗り越えていかないといけないと考えているということは御理解いただきたいと思います。

最後に、エコフィールドについても皆さんと同じような意見ですが、あらゆるものを原料として使えないかと必死になって取り組んでおりますが、やはり季節性の問題とか、乾燥しないと使いにくいとか、あるいは価格面で今はかなり値上がりしていて、有利な原料であった、コストダウンになるはずだったものが今はむしろ高くなったりしているということもあって使いにくい。一方で、きちっとした安全性の確保のためにも設備を整えないといけない。その設備投資をするためにも、なかなか決断がつきにくい不安定な、かつ安全性の問題も含めると、手が出にくい中で、小さな規模ながらさっきおっしゃったように地域ごとにいろんなトライアルをしているのが現状でありますので、そういう意味では前向きに努力していきたいと思っているのですが、なかなかはかどらないという現状も御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

とうもろこしの価格につきましては、課長から先程下げ要因で話があったエタノール向けの需要がどれだけしぼむか。これもかなり大きくしぼむようなことになってきますとまたちょっと変わってきますので、その辺りは見方はいろいろあるかと思うのですが、中長期的にみますと、第2世代といたしますか、コーンなんかでなくて、食料とえさと競合しな

いものにアメリカもどんどん移行を進めていますので、だんだんに縮小していく可能性はある。それが今回原油が下がりましたのでこれだけ急速にエタノール向けが縮小して倒産が増えている状況ですので、その点は注意する必要もあるかなと私も考えております。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 飼料の関係ですが、ちょっと機会がありまして放牧関係と飼料用米の情報を知ることができましたので、それを得た上での感想を意見として申し上げたいと思うのです。

国産飼料を増大するという事は消費者にとって非常に分かりやすいですし、歓迎すべきことだと思います。ただし、お話をいろいろ聞いていますと、放牧であるとか飼料用米といっても、実際に一つの動物に与えられる量はえさ全体の極めて少ないパーセントでしかないのが現状であるにもかかわらず、あたかも国産飼料を食べて育ったような畜産物であるというようなアピールでいってしまうと、どこかで消費者の裏切りを買うことになる。ですから、その辺は上手に国産飼料の飼料用米の特徴であるとか、国産飼料を食べさせていく意味、それから水田を守るとか国土を守るという意味をきちんと消費者に分かるように情報提供していかないといけないと思います。ですから、稲を作る農家の方、それを御利用になる畜産農家の方、そしてそれを加工される飼料の方とかあるのですが、最終的にできあがった畜産物、肉とか牛乳とかを利用する消費者のニーズをきちんと捉えておかないと、ものは作ったけれどもはけないということになりかねませんので、その辺を上手に消費者に情報提供していただきたいと思います。

遅れてきて申し訳ない、十分にお聞きしていなかったのですが、資料6の2、「国民生活の基礎である食料の安定供給の確保」の中で消費者の信頼の確保が大きく掲げられている訳ですが、このところでその消費者の情報を充実させるべきであるのではないかと書かれておりますので、ぜひ国産の飼料につきましても正しい的確な情報をまずきちんと消費者に伝えていくということにしないと、その利用は生産者側も進まないと思いますので、ぜひその辺をよろしくお願いしたいと思います。意見として申し上げます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

飛田委員。

○飛田委員 今日は、酪農の関係のお話を、御要望といたしますか、現状も含めてお話をさせていただきますしたいと思います。

先程大杉課長から説明がありましたように、府県においては3.8ぐらいのマイナスにな

らざるを得ない状況。北海道は 2.7 ということでございますが、私も北海道ですが、北海道においても 2.7 が伸びたという現状は、片方では 2.3% ぐらいの搾乳中止者がいて、これは法人経営あるいは大型経営を含めて、そういう中で伸びているということがまず特徴である。併せて、先程 18 年の減産の話がありましたが、北海道は 2.7 プラスになっておりますが、あの時の減産の影響がまだ癒えていないということです。2.7 を伸ばしていただけるのは非常にありがたいのですが、あの時のいろんな対策がまだ酪農家にきちっとした経営体質に今だに戻っていない。20 年、今年度においてもその減産の中でどうやってそれを経営に生かしていくかということ。言わせてみれば、タイプ B という、専門的な分野で申し訳ありませんが、そういうのを今年で中止をする訳です。補給金に関しても先程からえさの問題あるいは燃油の問題が出ております。

一方、えさだけではなくて肥料の高騰がまだ治まっていないことは事実ですし、過去 3 カ年の変動率方式の中でどのように計算をしていくかという部分。21 年の補給金に関しては、今いう減産の影響がまだ癒えていないことも含めて、そこをどのように設定をしていくかということは十分注意を払っていただきたい。併せて、限度数量については、飲用の消費が残念ながら今ちょっと鈍化していることからすれば、加工仕向けについても、そのことをきちっと受けとめた形で考えていかなければならないだろうと思っております。併せて、諮問は別としても、牛乳乳製品の消費の中でクリーム、チーズ、液状が大きなウェートをこれから占めていくということですから、これをどのように対応していくかということをもまず大事にしていってほしいということ。

部会長、酪肉近の関係で将来的な展望で、例えば牛乳の単価について私ども生産現場としてどう思っているか言っているいいですか。

○鈴木部会長 はい。

○飛田委員 例えば、先程申し上げた過去 3 カ年の変動率方式は、今補給金の単価設定の基本になっていますよね。将来的展望に立ったものの捉え方をする時に過去 3 カ年の変動率方式だけでものを捉えた時には、現状、生産費だけでやりますから、諸々の経費、例えば環境問題等あるいは飼料問題等を含めて、いろんな関連対策を考えにやいけませんよね。

将来的には、例えば加工であれば、補給金対策でどれだけきちっとコストをコスト分として設定していくんだということ。補給金でやればいいのかはいろいろ議論しなければいけません。関連対策は大事ですが、一方ではきちっとした酪農家が展望の持てる、補給金なら補給金でこのようにコストをきちっとみますよというふうに持っていけないといけ

ないなど。併せて、消費者の皆さんといたしますかね、国民の皆さんには、例えば牛乳は日本で1kg生産する時にはこれだけコストがかかるんですよと御説明して、消費者の皆さんに御負担をいただく分、国が負担をしていただく分、我々生産現場はコストの負担がないところへ掛かった経費をどれだけ負担をしていただくかという、これは消費価格に当然つながることですし、その負担がどのようにになっていくかということをしちっと説明させていただいて、御理解をいただきながら対策を練っていくということをやっけないと、毎年毎年の問題、ましてや牛乳は10年後に50%に自給率を上げる、今800万tですから、これを引き上げていくというのなら、なおさらのことそういう対策を打たないと現場は安心して経営できないので、そこも部会長、今後の課題として酪肉近の関係については検討を加えていってほしいなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

富士委員。

○富士委員 いくつか質問させていただきたいと思います。堀江委員からもありました、今は豚肉と牛肉の枝肉相場が低迷して経営が大変厳しいという状況になっていまして、何らかの需給対策なり経営安定対策を打っていく必要があるかと思えます。質問ですが、国産輸入物それぞれの牛肉、豚肉の在庫状況が分かれば、今どのような在庫、累増状況になっているのかそうじゃないのか、分かったら教えていただきたい。

それから、今後の1年間とか上半期、下半期、この1年ぐらいの豚肉、牛肉の需給動向といたしますか、見通しがもしあれば教えていただきたい。

あと、輸入がある訳ですが、一般セーフガード、特別セーフガード、国内価格の下落に伴って発動するというのができるのかできないのか、できる場合はどんな要件があるのかです。

先程食肉鶏卵課長が、基準価格を下回った場合に調整保管をできるということで、法制度上の要件はそうではありますが、過去に豚肉で調整保管をやっていると思いますが、どういった状況のときに調整保管をやったのか。過去こういった状況のときに調整保管をやったという事例を教えていただきたい。

以上でございます。

○鈴木部会長 どうもありがとうございました。

浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 今、飛田委員から酪農の状況をお話しいただいて、要望も出たのですが、乳業界も受け皿として、今の状況と要望を一つなり二つなりお願いしておきたいなと思っております。

御承知の通り、今日の御説明の中にもありました通り、乳業メーカーは30年ぶりに、年度内の2度目の乳価改定を3月に行います。これは御承知の通り、国際飼料の高騰、あるいは生産費につながる消費財の高騰、それから酪農の副産物の収入の激減だとかで酪農家が大変窮状に陥っていることを鑑みて改定する訳でございます。2度目の改定、4月以降も当分の間この水準が続く訳でございますが、現在は大幅な乳価改定でありますから乳業メーカーで吸収することができませんので、流通サイドとお話しして、最終的には消費者に価格転嫁せざるを得ないということで動いております。現段階では流通サイドと交渉しているところですが、常に流通サイドの方々から言われるのは、「今回は前回と違って、もっと大きく消費減退の恐れがありますよ。消費の拡大に乳業メーカーとして、あるいは酪農乳業界としてどういう取組をされているのですか」とどこの量販店の方からも言われているのが実情でございます。

各メーカー、一般消費者の方、あるいは日常のお客様に工場見学で酪農の実態、乳業の実態、あるいは料理教室だとかいろいろなことを食育の取組の中でやっておりますが、そういうところでも必ず説明するようにして、消費者の御理解を得るべく取り組んでおります。こういう面で今、いろいろなお話の中で食料自給率をどうしようとか、国産化を高めるとか、いろいろな取組の中から、官の力を消費者に対する消費拡大のアピールに、今日の御説明の資料の中でもたくさんありますが、従来のパターンのもので多いので、これ以上に取組んでいくことが必要なんじゃないかなと思いますので、それを要望します。

乳業界としては、去年設定いたしました今年の6月の牛乳の日の月間の取組は、去年以上に力を入れて取り組んで、消費の減退を幾らかでも防ぐようにやっていくつもりでございます。乳業協会あるいは酪農乳業協会は、Jミルクを中心にして取り組むことをもう決めておりますので、さらに官の応援をお願いしたいと思っております。

我々が常に言っているのは、牛乳の価格は決して高くないということでありまして。一般食料品の30年前の価格と今の価格の高騰と比べますと、牛乳はむしろ下がっている方の一つでございますので、ぜひともそれを全面に打ち出しながら、いかに牛乳が必要なものかということを行いながら取り組んでいきたいなと思っておりますので、ぜひともお力添えをお願いしたいと要望しておきます。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

では、次に神田委員、大藪委員、上安平委員の順で。

○神田委員 最初の方の質問に対するお答えで、例えば牛肉の消費拡大対策についてです。町の牛肉店の 9,000 カ所でやって、東京都のアンケートによるとこういった形で販売額も増えたとし客数も増えたと。つまり、こういった取組は非常に効果があるとおっしゃったんだと思うのですが、これはもしかしたら一時的なものではないかと思う訳です。こちらの資料 11 にも 15 にも牛肉の消費は低迷か横ばいであるとまとめてある訳ですから、それが現状だろうと思いますので、そういった一時的な対策、それはそれで必要ですが、基本的な対策が必要ではないかと思います。そのためには、いつも申し上げることですが、消費者が何を求めているのかということを引きちと把握することが大事なんだろうと思いますし、そこが足りないんじゃないかなと思います。それに基づいた政策対策を私たちは求めたいと思っておりますし、消費者の視点をもう少し見て行ってほしいなと思います。

例えば、11 のところでも 15 のところでも、牛肉の消費が増えないのは B S E の発生あるいは鳥インフルエンザの発生だということがいつも出てくる理由な訳です。確かにそれはそうだと思うのですが、そればかりではなくて、消費者の嗜好の変化をちゃんと見ていかないといけないと思うんです。そのときに、よく言われることですが、健康志向だとか高齢化だとか、あるいは最近では物価の高騰ですとか生活の大変さ、不安とかいったこともある訳で、そういったものを見て行って、いつまでも B S E と鳥インフルではなくて、きちと消費者嗜好を見た対策をとってほしいなと思っております。

ブランド化も大事ですが、大衆的なお肉政策にもう少し力を入れられていいんじゃないかなと思っております。例えば、牛、豚、鶏が中心ですが、私たちがラムが欲しいと思った時に全く手に入らないといった状況が一方である訳ですよね。ですから、そういったことも含めて、今までの形だけにこだわるのではなくて、柔軟に考えて行ってほしいなと思います。

乳の消費拡大、9 のところで、ちょっと細かいことで申し訳ないのですが、一つはここでも牛乳不振の分析が、前にも申し上げましたが、ちょっと乏しいのではないかなと思います。この間、牛乳に比べて他の飲料が伸びているので、その影響を受けているという言い方がなされてきている訳ですが、牛乳を飲む場面とその他お茶を飲む場面と場面も違う訳ですから、牛乳はどうかという形で考える必要があると思います。

9の強化策のところに、これも前回気になって申し上げなかったのですが、「ミルクってサプリかも」という表現があるんです。これっていいんでしょうかと思います。これはどこからこうなっているのかよく分からないのですが、逆でサプリを使わないで牛乳を飲んでよというのなら分かるのです。あと、サプリが必ずしもいいイメージばかりではない。もちろん、いろいろバランスをとる上で不必要とは申し上げませんが、食物で採るのが基本だろうと考えたときに、そういったベースのところはぶれないようにしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。ちょっと細かいことのようにですが、そこで何となくイメージも違ってきますし、基本的なところで私はちょっとずれを感じました。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

大藪委員。

○大藪委員 先程飛田委員から出ていたように、酪農家は今すごく牛乳が伸び悩んでいるところなんです。生産自体が伸び悩んでおりまして、特に都府県におきまして、熊本では92%ほどしか生産できておりません。これはなぜかというところ、去年の飼料高騰等による廃業もありますが、1戸当たりの生産減、頭数的なものが減っている。それはなぜかというところ、減った分の牛を購入する意欲がないというところがすごくネックになっていますので、このままでしたら牛乳が、特に今年度あたりは希望したところまでというか計画生産ができていないというのが現状です。そして、今度また3月に乳価が上がっていきます。乳価が上がるのはとってもうれしいのですが、それに伴って今度は飲用乳の伸び悩みが出たときに、価格が下がってくる。そういった場合の対策をはっきりしていただかないと、酪農家が元気にならないんじゃないのかなと思って、今心配しているところです。

もう一つ、先日うちの熊本日日新聞の中に、牛乳が店頭から消えるというすごく大きな記事が出ておりました。それを読んだ数多くの方たちがメールなり電話をかけてきて、「本当に酪農家ってこんな大変なの」と、やっとなら後継者が育ってきている現場の中で息子の友達がいっぱい電話をかけてくれたらしいのですが、やはり酪農がそれほど大変であるならば何とかしなきゃいけないねという消費者の気持ちもすごく伝わってきました。だから、それなりに後継者が元気でいられる、10年先を見据えたような政策がはっきりしていれば、これからどんどんどん子供たちも規模拡大なり乳牛の頭数を増頭したりすることも可能だと思うんです。何も見えない中で足りない足りない、じゃ、どうかしろとか言われてもなかなかできないのが現状です。それに対しまして、ちゃんと抜本的な経営安定対策を



どんと出してくださるようなことをぜひ望みたいと思います。

もう一つ、先程消費者に対して浅野先生がおっしゃったみたいに、酪農家が自分で出している牛乳をいかに消費者の方たちに、こういうものなんですよとはっきりとお伝えする現場をいっぱい作っていかなければ、牛乳の価格が上がった時に牛乳離れが考えられますので、そういうものを農水からもしっかり推していただけるような理解醸成活動のもっと強力なものができるればいいなと思っております。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

次は上安平委員、どうぞ。

○上安平委員 2つございます。一つは資料を拝見しましたり、いろいろな報道などを見まして、飼料価格がこのところ落ちてきた。飼料価格が低下したということでここにいらっしゃる生産者の方は少しは楽な思いをされるようになったのかなとちょっとうれしい気持ちで私はその報告を見聞きしていたのです。

一方で、いただいた資料を拝見しますと、例えば輸入飼料が高騰するという事は、飼料の国産化には順風に働く面はございますよね。飼料用米の利活用の推進というところあたりで、17年～20年の3年間に随分何倍も伸びていますよね。それは皆様方のいろいろなお力添えのせいだろうと思いますが、背景に輸入飼料が高かったということがあると思うのです。今飼料が下落してしまうと、今度はその逆風で、飼料の国産化が停滞してしまうのではないかと素人としてはちょっと心配になります。今のお話では、この下落はちょっと下がり過ぎで、これからは上げ要因のほうが多いという話を伺っておりましたが、その辺で輸入飼料が余り上がらずに、なおかつ国産飼料の開発がどんどん進むようなポイントというのでしょうか、その辺の状況を創り出すための方策は何かあるのかなという気が一つしておりました。

もう一つは、マスメディアにいる者として反省を込めて申し上げますが、先程部会長さんもちらっと触れられましたが、バイオエタノールの話です。去年辺りは輸入飼料が上がった時にみんなバイオエタノール、エタノールとすごく騒いじゃって、その要因がすごく大きかったように思い込んでいたのは、ひょっとすると私たちは幻におびえたのかなという気も今ちょっとしているのですが、そのあたりはどうなっておりますか。

以上でございます。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

大分時間も迫ってきていますが、どうぞ。

○向井委員 2点ほどお聞きしたいと思います。畜産振興課長から、家畜の生産性向上の取組ということで10万部のリーフレットで啓蒙しているというお話を伺ったのですが、その中に肉用牛については早期離乳でありますとか、ある意味で言うと放牧を推進しましょうとか、あるいは日本の現在の飼養規模10頭以下というところから考えますと、いわゆる施設投資をしなければならないのか、あるいはそうしないと生産性が上がらないのかという、一部それぞれの地域ではある意味ミスリーディングが起こっていることもあるんじゃないかというのがあるんです。本来放牧して自然の状態、あるいは先程から出ております飼料の給与量等も減らしてやるのが本来の生産性の向上であるという見方が多くの生産者の、というよりも消費者の方たちはむしろそういうことを支持される。先程神田委員から意見がありましたが、消費者の目線は今むしろそういうものにあるんじゃないかというのがあるので、そういう点、ある意味これが本当の意味での日本の畜産の生産性の向上につながっていくのか。というよりも、むしろ絶対的な量の生産は重要なことかもしれないですが、ある意味こういう食料が戦略物資の時代に、いわゆるインプットに対するアウトプットで、効率をどう見るのかということも大事だと思います。

今言いましたのは非常にミクロな各農家に対する指導、啓蒙だと思うのですが、一方で22ページに現状の肉牛生産の概況が示されております。これについては、現在こうですよという説明を伺ったのですが、この中には何となしに数値が書かれている訳です。子牛の市場が9カ月でありますとか、出荷月齢29カ月、肥育期間20カ月と、こういう数字は、いわゆるコストを下げた生産という中で、マクロ的あるいは地域的な生産効率という面から見て、これに対する効率化を何か考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。従来から肥育期間の短縮等をいろいろ言われている訳ですが、ほとんど進んでいない状況。あるいは、分娩間隔の効率化もほとんど進んでいない状況。むしろ、受胎率等は悪化の一途を辿っているというのが私どもの認識であります。そういう点を含めて、どういうふうにお考えになっているのか。マクロ的な意味です。

もう一点、17年以降改良増殖目標にも挙げられて、積極的な増頭を目指していこうということで生産現場の方たちはそれなりに日夜頑張っておられる訳ですが、先程の御説明では、積極的な増頭から健全な繁殖経営という御説明を伺った訳ですが、いわゆる健全な繁殖経営というのは抽象的に過ぎて、現場の方たちあるいはフィールドの方たちはどういうものかとイメージされる、どういうことをされているのかということをお聞きしたい。

きたいなと思います。

以上です。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

大分時間が押して参りましたが、もしあれば。

○松木委員 一言だけ、発言をさせてください。

飼料自給率の向上のために耕作放棄地とか放牧等の実態があるということは非常に興味深いし、また注目もしておりますので、それについての現状とといいますか、状況をもっと具体的な資料でお示しいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

阿部委員からも御発言がありましたバイオマスタウンについても非常に興味がございます。それについて、そのうちでも飼料生産についての状況とか規模とか稼働状況とか、今後の見通しみたいなこともよろしくお願ひいたします。

○鈴木部会長 どうもありがとうございます。

それでは、時間が押していますので、事務局から今までの点をまとめて、できるだけ簡潔にお答えいただきます。

○渡邊食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課でございます。

まず富士委員から何点か御指摘がございましたので、お答えさせていただきます。まず輸入物の在庫でございますが、例えば牛肉は、昨年の11月の数字ですが、輸入在庫が7万1,303tですから約7万tでございます。この水準がどうかといいますと、10月は7万3,000t、9月は7万4,000tでございます。9月以降これぐらいの水準になっていまして、年度初めの4月ぐらいは6万tぐらいでしたので、輸入在庫は少々増えてございます。そういう状況でございます。

また、豚の輸入在庫は昨年の11月の段階で約15万tでございます。これは4月の段階では16万tでございますから、こちらは逆に減っているという状況になってございます。

次に、上半期、豚とか牛の需給動向はどうなっているのかという御質問です。豚につきましては出荷予測がある訳でございますが、農林省が予測している範囲内では、上半期といたしますか、4月～6月までにつきましては、対前年で2%ほど出荷量が増えるという予測を立ててございます。また、牛はそういう予測をきっちり立てている訳ではない訳でございますが、先程御説明をいたしましたように、子牛の数が増えていることもありまして、今後も出荷頭数は増えてくると見込んでございます。その関係で、価格は弱含みで推移するのかなということでございます。

3点目でセーフガードの件で、国内価格が減った場合に発動するみたいな制度は考えられないかということでございます。セーフガードは御案内の通り、ウルグアイラウンドのときに、例えば牛で言いますと対前年の輸入量に対して117%を超えた場合に発動する、量でやるというふうに関係各国と交渉をやった結果、今の制度がございますので、これを国内価格の動向によって輸入量を制限することは残念ながら困難かと思っております。

また、調整保管について、過去の実績はどうなっているかというお話でございます。まず豚については、直近では15年の11月～12月にかけて調整保管をしておりますが、先程も申し上げました通り、年末にかけて需要が増えて豚価が上がるのに、この時期に豚価が上がらなかったということで、調整保管を行っております。今回は幸運なことに、需給動向通りに価格が回復しているというので、こういう場合とはちょっと違うのではないかとと思っております。

牛肉の調整保管は過去に1回しか事例がございません。これは国内でBSEが発見された13年10月～14年7月まででございます。まさに牛肉に対する信頼が極度に落ちまして、消費量がほとんどないという極めて危機的な、過去にない異常事態のときに発動があったということでございまして、現在ではそのような状況にはないということでございます。以上が富士委員に対するお答えでございます。

次に、神田委員から消費者が何を求めているのかということについての検討が足りないというお話でございます。御意見ごもっともだと思っております。役所としても検討しなければならないと思っておりますが、少々生産者の方々の御事情を申し上げれば、先程来出ておりますが、特に和牛は30カ月ぐらい出荷までかかる、商品になるまで2年半ぐらいかかる訳でございます。今、お店に並んでいるお肉は2年半前に生まれた牛だということです。その時点で今の状況を予測し得たかという部分がある訳でございます。急カーブで生産しているものを量を変えることがなかなか難しいという事情もございまして。

ただ確かに、最近、健康志向ですとかお値打ちということで、高級肉だけではなくてそういう肉の生産もやったらいいのではないかというお話は各識者からも出ているお話でございますので、役所としても貴重な御意見として今後勉強させていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○鈴木部会長 牛乳関係。

○大杉牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。

まず、飛田委員から補給金単価の問題、それから限度数量の問題等についてお話がございました。補給金単価についてでございますが、これは前年度の補給金単価に物価修正等を通じて1年間の物価の変動を反映しました生産費の変動率を掛けて算出するというものである訳ですが、現時点での上げ要因、下げ要因、飛田委員から先程お話がありましたように、上げ要因として購入粗飼料、あるいは肥料、労賃といったものがあるでしょうし、下げ要因として濃厚飼料、軽油といったところがあるかと思えます。直近のデータを使って算定をしていきたいと考えております。

限度数量のことでございますが、限度数量は国産の特定乳製品需要量に見合うものとして設定をする訳でございます。先般、Jミルクから21年度の需給見通しが出た訳ですが、国の需給見通しの策定と併せてこれについて御議論をいただきたいと思っております。

ただ、委員おっしゃる通り、限度数量については、例えば飲用消費が落ちて、その分加工に回るといったことに対応する、いわば飲用の変動による加工向けの処理量の増加の受け皿という機能があるということもその通りでございますので、併せて御議論をさせていただきたいと思っております。

関連して、大藪委員からお話があった件でございます。3月1日からの飲用乳価10円の引き上げ、そしてそれに呼応する形での乳業メーカーによる納入価格あるいは希望小売価格の値上げで、これがどういう形でその飲用消費に影響を与えるか。これはよくよく見ていかなければいけませんし、また私どもとして、業界関係者と一体となって消費の維持・拡大に努めていく必要がある訳でございます。さはさりとは、そういう場合に飲用の消費がトレンド以上に落ちることになった場合、その分加工に回りますので、プール乳価が下がります。これに対しては、既にプール乳価の下落に対する対策、とも補償がございます。あのセーフティネットについて御議論させていただければと思っております。

神田委員、大藪委員、浅野委員から消費拡大についてお話がございました。牛乳乳製品の消費拡大について先程御説明をいたしました。こういったこともさることながら、酪農家の置かれている状況、また諸情勢の理解の醸成を進めていかなければいけないということで、これまでも生産者、加工流通業者、消費者など構成員として理解醸成のための意見交換を行う場を設定してやってきているところでございます。こういった機会、あるいは各種のセミナーの機会などをとらえて、相談室などを設けてより理解が進むように、醸成されるように努めていきたいと考えております。

それから、何と言いましても、多角的にいろんな手を打っていくのがこの牛乳乳製品の

消費拡大だと思っております。皆様方のお知恵をいただきながら、外食あるいはホテルと  
いったところ、また保育園、幼稚園、老人ホーム、いろんなところに牛乳乳製品をより多  
く使ってもらえるように、食べていただけるように、飲んでいただけるように活動をして  
いく必要があると考えております。

私からは以上でございます。

○大野畜産振興課長 まず上安平委員から御質問がございましたバイオエタノールは幻想  
だったのかということですが、そうではございません。2008年、2009年度、アメリカで3  
億tのとうもろこしが生産されますが、そのうち9,000万tはバイオエタノール需要でご  
ざいますので、アメリカで生産されるととうもろこしの3分の1はバイオエタノールに仕向  
けられていることで、依然としてバイオエタノールがどうなっていくのか、先程お話がご  
ざいましたが、セルロースに切り替わっていくとかいう動向が相場に非常に大きな影響を  
与えるというふうに見ております。

こういった中で、輸入飼料が高騰したのが飼料用米の活用が進んだ背景ではないかとい  
うのは、全くおっしゃる通りだと思います。ただ、今後輸入飼料が、去年に比べれば大分  
価格は落ちついてきたところでこの間をどう埋めるかということです。これはまず第一に  
輸入物の相場に、国際価格に左右されないような、翻弄されないような畜産経営を作って  
いくという大目的があるのですが、価格差を埋めることによってこれを進めていくとい  
うのだけではしんどいんだろうと思います。水田等有効活用促進交付金でも、飼料用米につ  
いては1反5万5,000円という高額の交付金が措置されておりますが、やはり飼料用米の  
最大のメリットは、販売価格は安いが今までの機械体系で米が作り続けられるということ。

コスト面で多収性の品種が出ておりますし、また直播とか、いろんなコスト削減の方法  
もありますので、そういうのでコストを下げながら、それから収量を上げながら、そして  
その間をどうやって埋めていくか、どう位置付けていくか、全体の目標の整合の中でそう  
いうことをやっていく必要があるんだろうと思っています。

御要請のございました詳しい資料については、次回御用意させていただきます。

向井委員のお話にございました哺乳ロボットを買えとか、機械化だけで生産性を上げて  
いこうというつもりは全くない訳でございます。これも、それぞれに地域数を書いてござ  
いますが、様々な取組の中から分かり易そうなのをピックアップしただけでございまして、  
先程レンタカウの話もしましたが、放牧の取組とかいうのも当然、耕作放棄地対策だとか  
水田利用プラス労力、コストの削減という意味で引き続きやっていきたいと思っておりますし、

そこのところをおろそかにするような考え方はございません。

後、家畜改良増殖目標の中で、御指摘の通り、肥育時終了月齢と分娩間隔、肥育時終了月齢は 24～26 カ月を目標にしているところを今だに 29 カ月を超えている、そして分娩間隔は 13.2 カ月が 5 年前の現状だったと思いますが、これも全然動いていない。この 2 つの項目が相当遅れているところだと思います。これから増殖目標の議論をさせていただきませんが、先程増頭のお話もありましたが、当面のこと、それから今後、改良の目標としてどういうものを据えていくのかということをお互いに検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○鈴木部会長 ありがとうございます。

その他はよろしいでしょうか。

それでは、既に時間が過ぎておりますので、まだ御発言いただけなかった委員の方もおりますが、その点は御容赦いただきまして、今日はこのぐらいで議論を締めさせていただきたいと思います。さまざまな角度から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。今回は意見交換ということで意見集約は特に行いませんが、今後の施策につなげていくよう、また事務局でも御検討いただければと思います。

ここで事務局から提案がございますので、畜産企画課長からお願いします。

○徳田畜産企画課長 資料 10 を見ていただきたいと思います。畜産物の政策価格関連対策につきましては、この部会で審議を行った上で、先程資料 7 で説明したような答申とか建議をもらって決定していく訳でございますが、今回、国民の皆様から政策提案を幅広く募集して、それを部会での審議に反映させて決定していきたいと考えているところでございます。そういうことで政策提案を広く受け付けたいということにしております。政策価格そのものにつきましては一定のルールに基づいて算定を行った上で決めておりますが、関連対策につきましては特に最近の情勢、今日も意見がいろいろ出ておりました畜産物の生産コストの上昇とか、牛肉消費の減退、あるいは牛乳消費の継続的な減少という厳しい状況の中で、具体的な政策、我が国の畜産政策を進めていく上での課題、あるいは課題に対処する手法について政策提案を募集したいということでございます。

募集方法としましては、裏にあります、関連の資料も入手するようにいたしまして、今日の部会の資料あるいは今日御議論いただきました議事概要とかいうものを国民の皆さんが見れるような状態にした上で、意見、情報の提出をお願いしたい。方法としましては、

インターネット、郵便、あるいはファクシミリと、いろんな媒体によって受け付けるということでございます。締切は2月23日を考えておりました、これをまとめた上で次回の審議会に提出しますので参考に審議していただければと考えていますので、よろしく願いいたします。

○鈴木部会長 では、本件はこのように進めていただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### 次回開催日程について

○鈴木部会長 事務局から、他に連絡事項などがあればお願いします。

○徳田畜産企画課長 次回の畜産部会につきましては、現在のところ21年度の畜産物価格の審議として、3月上旬を予定しております。皆様には改めて御確認させていただきますが、よろしく願いしたいと思います。

○鈴木部会長 それでは、本日の畜産部会はこれで閉会といたします。長時間、ありがとうございました。

午後4時13分閉会